

確定申告のお知らせ

○申告内容について

刈谷税務署 ☎21-6211

月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(祝日および年末年始を除く)

※自動音声で案内していますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

○e-Tax 作成コーナーの操作について

ヘルプデスク ☎0570-01-5901

月～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日および年末年始を除く)

※確定申告期間中は、原則、月～金曜日午前9時～午後8時

※「0570」はナビダイヤルの番号です。最寄りの税務署に電話をかける場合と同様に全国一律市内通話料金でかけられます。
ナビダイヤルがご利用できない場合は、☎03-5638-5171をご利用ください。(通常の通話料金となります。)

○マイナンバーカードに係る IC カードリーダライタの設定、パソコン操作について

音声ガイダンスに従って「1」番を選択してください。

総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

月～金曜日 午前9時30分～午後8時
土日祝日 午前9時30分～午後5時30分
(年末年始を除く)

※受付時間は、変更する場合がありますので、内閣府ホームページをご確認ください。

※上記の電話番号がご利用できない場合は、☎050-3818-1250をご利用ください。(通常の通話料金となります。)

申告書作成で不明な点は、
電話でお問合せください

■ご自宅で申告書が作成できます

確定申告会場は、大変混雑し長時間お待ちいただく場合があります。

ぜひ国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

○税務署に行く手間がかかりません
作成した申告書等は、e-Tax

(電子申告)を利用して送信すること
ができるほか、印刷して税務署に

郵送等で提出することができます。
※e-Taxでの送信には、事前に

マイナンバーカード等の電子証明
書とICカードリーダライタが必要

です。
○計算誤りの心配がありません
画面の案内に従って金額などを入

力するだけで、税額などが自動計算
され、計算誤りのない申告書が作成

できます。
○プリントサービスに対応
プリンタをお持ちでない人やタブ

レット端末・スマートフォンをご使
用の人も、コンビニエンスストアな

どのプリントサービス(有料)を利用
して、申告書等を印刷できます。

■平成29年分の確定申告から「確定
申告のお知らせ」が送付されます

平成28年分の申告書等用紙が送付
された人のうち、申告書を市役所相

談会場で書面で提出された人は、平
成29年分の確定申告から、申告書等

用紙に代えて、申告書の作成に必要
な情報を記載した「確定申告のお知

らせ」(はがきまたは通知書)が送
付されます。

申告書のほか、青色申告決算書等
も送付されませんので、国税庁ホー

ムページから様式をダウンロードす
るなどの対応をお願いします。

申告書等は、国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」で作

成できますのでご利用ください。
■医療費控除について

○医療費の領収書に代わり、明細書
の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療
費の領収書の提出の代わりに「医療

費控除の明細書」の添付が必要とな
りました。(ただし、平成29年分

から平成31年分までの確定申告につ
いては、経過措置として医療費の領収

書の添付または提示によることもで
きます。)

医療費の領収書は、自宅で5年間
保存する必要があります。税務署か

ら求められたときは、提示または提
出しなければなりません。

また、医療保険者から交付を受け
た医療費通知を添付すると、明細の

記入を省略できます。(医療費通知
とは、健康保険組合等が発行する「医

療費のお知らせ」などです。)

○セルフメディケーション税制(医
療費控除の特例)の創設

健康の保持増進および疾病の予防
への取組みとして一定の取組みを

行っている人が、平成29年1月1日
から平成33年12月31日までの間に、

自己または自己と生計を一にする配
偶者・その他の親族のために、特定

一般用医薬品等購入費を支払った場
合には、医療費控除を受けることが

できます。
控除を受けるためには、医薬品購

入費の明細書を添付し、一定の取組
みを行ったことを明らかにする書類
を添付または提示する必要があります。
(平成29年分から平成31年分ま

での確定申告については、医薬品購
入費の領収書の添付または提示によ

ることもできます。)

医薬品購入費の領収書は、自宅で
5年間保存する必要があります。税

務署から求められたときは、提示ま
たは提出しなければなりません。

※一定の取組みとは、人間ドックや
インフルエンザの予防接種など法

令に基づき行われる健康の保持増
進および疾病の予防への取組みを

いいます。
※特定一般用医薬品等購入費とは、

医師によって処方される医薬品
(医療用医薬品)から、ドラッグ

ストアで購入できるOTC医薬品
に転用された医薬品(スイッチO

TC医薬品の購入費をいいます。
▼計算方法 その年中に支払った特

定一般用医薬品等購入費から保険金
などで補填される金額と1万2千円

を差し引いた額がセルフメディケー
ション税制に係る医療費控除額(最

高8万8千円)になります。
※医療費控除により軽減される税額

は、その人に適用される税率で異
なります。

▼注意事項 セルフメディケーショ
ン税制は医療費控除の特例であり、
従来の医療費控除との選択適用とな

税理士による 無料税務相談所のご案内

▼とき 2月16日(金)～21日(水) 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時、土・日曜日を除く。)

▼ところ 市役所3階 第2・3会議室

※会場ではe-Taxによる申告相談を行っています。利用者識別番号、暗証番号の分かるものがありましたら、お持ちください。

▼相談できる人

①平成28年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く。)の人

申告納税関係のご案内

▶申告期限・納期限

- ・申告所得税および復興特別所得税 3月15日(木)
- ・消費税および地方消費税(個人事業者) 4月2日(月)
- ・贈与税 3月15日(木)

▶振替納付日

- ・申告所得税および復興特別所得税 4月20日(金)
- ・消費税および地方消費税(個人事業者) 4月25日(水)

市民税・県民税の申告について

税務課 市民税係 ☎95-0116

■市民税・県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在、市内在住で次の①～④に該当する人
※ただし、所得税の確定申告をする人、前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は申告の必要はありません。

①給与所得者
・給与所得以外の所得があり、その

②①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、平成27年分の課税売上高が3千万円以下の人

③給与所得者および年金受給者の人
▼注意事項
次の①～④に該当する人は、税務

署の確定申告会場をご利用いただくことがあります。

①給与所得者および年金受給者の人のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人

②初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する場合

③65万円の青色申告特別控除を受けようとする人のうち、貸借対照表が作成されていないなど、青色申告決算書の作成に時間を要する場合

④譲渡所得(土地、建物および株式等を売却)、山林所得または贈与税の申告をされる人

金額が20万円以下の人
・2か所以上から給与を受けている人で年末調整を受けない給与の収入金額が20万円以下の人

②年金所得者
・公的年金を受給していて、各種所得控除を受ける人

・公的年金等以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
※所得税の確定申告が必要のない場合であっても、住民税の計算のために申告が必要となる場合があります。

(例)年金収入400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、生命保険料や地震保険料等の控除(年金の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除)を住民税の計算に含める場合は、市民税・県民税の申告が必要となります。

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の各所得がある人

④昨年中、収入のなかった人および非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付金など)のみで次に該当する人

・国民健康保険に加入している人
※申告することにより国民健康保険税が軽減されることがあります。

・同世帯内の親族の税法上の扶養に入っていない人
・市民税・県民税の所得証明が必要

－市民税・県民税の申告は市内各会場で－

▶問合せ 税務課 市民税係 ☎95-0116

【市役所申告会場】 ▶とき 2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～11時・午後1時～4時(土・日曜日を除く。)
※受付時間内にお越しください。

▶ところ 市役所3階 第2・3会議室

【出張申告会場】 ▶とき 2月1日(木)～7日(水) 午前9時30分～11時30分・午後1時30分～3時30分(土・日曜日を除く。)

※出張申告期間中(2月1日～7日)は、担当職員が各会場へ出向き、不在となるため市役所での相談はできません。

◆申告会場の注意事項◆ 申告書の作成に要する時間も考慮してご来場ください。また、申告会場は大変混雑します。待ち時間が長くなる場合もありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

とき	ところ
2月1日(木)	保健センター2階 検診室
2月2日(金)	文化会館2階 ワークショップ室
2月5日(月)	福祉の里ハツ田3階 視聴覚室
2月6日(火)	西丘コミュニティセンター 集会室
2月7日(水)	知立文化広場 第1研修室

確定申告のお知らせ

市民税・県民税の申告について(つづき)

■市民税・県民税申告書の送付

昨年の申告時に申告書の送付を希望された人は、1月中旬の発送を予定しています。

申告書は、申告会場および市役所税務課窓口にも用意してあります。

■市民税・県民税の申告に必要な持ち物

2ページの「確定申告に必要な持ち物」と同じですので、ご参照ください。

■市民税・県民税申告書の提出について

提出のみの場合は、市役所税務課窓口および各申告会場前の提出箱にご投函ください。郵送で提出される場合は、市役所税務課宛にお送りください。

■市民税・県民税の申告会場での所得の確定申告の受付について

申告する所得(収入)が、給与所得、公的年金等の雑所得の場合(確定申告書様式A様式の人)は、出張申告会場および市役所申告会場で所得税の確定申告の相談・受付をします。

なお、次の①～⑨に該当する人は市役所会場および出張申告会場では相談を受け付けていませんので、刈谷税務署へご相談ください。

①営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得のある人(確定申告様式B様式の人)

②住宅借入金等特別控除を受ける人
③個人事業者の消費税および地方消

費税を申告する人

④平成29年中に贈与を受けた人

⑤通訳を要する人

⑥外国に居住する親族を扶養している人

⑦知立市に居住がない人

⑧過年度(平成29年分以外の年分)の確定申告をする人

⑨修正申告・更正の請求をする人

※相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告については刈谷税務署へご相談ください。

※3月15日(木)最終日に申告受付で納税となる人は、金融機関の営業時間の都合上、納付書でご納付いただけない場合があります。その際は、口座振替で受け付けをしますもので、通帳印と口座番号等の分かるものをお持ちください。

■確定申告書の提出箱の設置

確定申告期間中は、確定申告書の提出箱(刈谷税務署)を市役所税務課窓口前および各出張申告会場前に設置します。(相談や内容の確認はできません。)

▼設置期間 2月1日(木)～3月15日(木)

※設置期日前の提出は刈谷税務署へお願いします。



刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況について

平成28年度の刈谷知立環境組合における人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

▶問合せ 刈谷知立環境組合 (☎21-5389)

1 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況(平成28年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成29.1.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
刈谷市 150,216人 知立市 71,323人	2,261,102 千円	152,431 千円	100,346 千円	4.4%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況(平成28年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				一人当り 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
12人	47,918 千円	16,470 千円	18,890 千円	83,278 千円	6,940 千円

※職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

(3) 行政職員の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	9級	8級	6級	5級	4級	3級	1級	計
標準的な職務内容	所長	監	主幹 課長補佐	副主幹 係長	係長 専門員	主任主査 主査	主事	
職員数	1人	1人	1人	1人	1人	4人	1人	10人
構成比	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	40.0%	10.0%	100.0%

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	341,551円	482,091円	48.4歳
技能労務職	215,950円	301,363円	56.7歳

(5) 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	報酬等の月額	期末手当
管理者・副管理者 議長・副議長・議員	6,400円	—

2 公平委員会の業務の状況について

平成28年度の公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求はありませんでした。